

1 1．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価の実施状況（ 実施無し ）

令和 年 月 日

この度、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要事項を説明しました。

事業所

住 所 周南市湯野 4 2 0 3 番地の 6

名 称 居宅介護支援センター湯野温泉

氏 名 東川 由美子

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けたことを確認し、情報提供に関する事項に同意します。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

続 柄（ ）

家 族 住 所

氏 名

続 柄（ ）

居宅介護支援重要事項説明書

1．運営方針

- ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供の説明を行うとともに、公正な援助を行います。

2．事業所の概要

事 業 所 名	医療法人 治徳会 居宅介護支援センター湯野温泉
所 在 地	周南市湯野 4 2 0 3 － 6 (サービス付き高齢者向け住宅 湯野温泉 内)
管 理 者	東川 由美子
T E L F A X	0 8 3 4 － 8 2 － 1 0 0 1 0 8 3 4 － 8 2 － 1 0 0 2
事 業 所 番 号	3 5 7 1 5 0 0 4 1 6
事業の実施地域	周南市…旧徳山市、旧新南陽市 防府市…牟礼、富海

3．事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	業務内容
管理者 介護支援専門員	1 名	常勤兼務	事業所の管理、運営 居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	1 名	非常勤・兼務 勤務	居宅介護支援業務

4．営業日及び営業時間

月～金曜日	AM8：50 ～ PM 5：00
土曜	AM8：50 ～ PM12：00
＊祝日、振替休日、夏期休暇8／14～8／16 年末休暇12／29～1／3	

5. サービス提供の流れと主な内容

(1) 契約の締結

当事業所に直接来られるか、お電話でお申し込みください。担当者が重要事項等の説明にお伺いいたします。そこで利用者に納得していただいた上で、契約を交わさせていただきます。

(2) 居宅サービス計画の作成

利用者や家族の希望を伺い、解決すべき課題等を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者や家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 要介護認定の協力、援助

利用者が要介護認定の変更や、見直し認定を受けるために申請を代わって行い、必要な支援を行います。

(5) サービス事業者の選定や推薦にあたっては、利用者やご家族の希望をお聞きし特定の事業者に限ることなく、公正中立の立場で行います。当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能で、居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

6. 利用料金

(1) 居宅介護支援の利用料金

要介護状態と認定を受けられた方は、全額介護保険より給付がありますので利用者自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付が事業者を支払わない場合は、実費負担とさせていただきます。

7. 秘密の保持及び個人情報の提供に関する同意

(1) 事業所に従事する者は個人情報保護法に従い、業務を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族の同意を得た上で、その個人情報を使用できるものとします。

- ① 介護保険サービスを利用するための市町村、他の介護保険事業者等へ情報提供、あるいは適切な在宅療法のための医療機関等への療養情報の提供等。
- ② サービス担当者会議といった情報交換の場においての情報提供。

8. 事故発生時の対応について

(1) サービス提供中に事故が発生した場合の連絡等の対応を以下のようにします。

- ① 利用者の安全を確保した後、すみやかに利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行い、必要に応じ医師等への事故発生時の状況報告を行う。
- ② 保険者等への事故発生状況報告を行う。
- ③ 介護支援専門員、事業管理者、利用者及び家族等関係者と共に事故再発の防止及び事故後の処理に向けた協議を行う。

9. 損害賠償

事故発生について、当施設に故意過失がある場合、その損害を賠償します。
(当事業所は全老健共済会に加入しております)

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) サービス内容に関する相談・苦情に関するお問い合わせは下記のとおりです。

苦 情 相 談 窓 口	周南市湯野4203-6 「居宅介護支援センター湯野温泉」
苦情相談受付担当者	東川 由美子
電 話 番 号	0834-82-1001

(2) それ以外にも下記の相談窓口があります。

周南市高齢者支援課	所 在 地：周南市岐山通1-1 T E L：0834-22-8467 利用時間：平日8時30分～17時15分まで
防府市高齢福祉課	所 在 地：防府市寿町7-1 T E L：0835-25-2979 利用時間：平日 8時15分～17時まで
国民健康保険団体組合連合会 介護保険課 苦情相談係	所 在 地：山口市朝田1980-7 T E L：083-995-1010 利用時間：平日 9時～17時まで